

○常滑市都市緑化推進事業補助金交付要綱

平成24年4月1日要綱第46号

常滑市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり税を活用し、民有地の建物や敷地の緑化の推進を図るため、予算の範囲内において交付する常滑市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和36年常滑市規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる緑化事業とし、別表第2の緑化施設認定評価表に定める要件を満たすものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 他の事業により助成を受ける場合
- (2) 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等の規定による緑化義務が存在する場合（当該義務の範囲内に限り、補助の対象外とする。）
- (3) 土地及び建物に定着していない移動可能なものによる場合
- (4) 緑化する建築物及び工作物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合しないものである場合又はその屋上及び壁面が緑化工事に耐えられないものである場合
- (5) 事業着手年度の3月15日までに第8条に定める手続が完了できない場合
- (6) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とする場合
- (7) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する場合
- (8) 市街化調整区域内の既存集落以外の地域の場合

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 緑化事業により設置される緑化施設（植栽、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木をいう。以下同じ。）の管理者（以下「管理者」という。）であること。ただし、管理者でない場合であっても、管理者との間で緑化事業により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、管理者であるものとみなす。
- (2) 緑化する土地又は建物の所有者でない場合にあつては、当該所有者の承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については補

助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者  
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 別表第1に定める交付対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が次に掲げる者である場合にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて補助金の額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 消費税の免税事業者
- (4) 消費税簡易課税制度の適用を受けている事業者
- (5) 消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 消費税の課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者  
（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者が緑化する土地又は建物の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾書（様式第3号）
- (3) 市税の完納を証明する書類（転入者にあっては、前住所地での市町村税の滞納がないことを証明する書類）
- (4) 事業費を証明する書類（見積書等）
- (5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化方法の分かる図面等）
- (6) 事業場所の位置図
- (7) 施工前の現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を

審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に事業に着手するものとする。  
（計画変更等）

第7条 補助事業者は、その決定を受けた補助事業の内容を変更する場合又は廃止若しくは中止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後に、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 平面図
- (3) 緑化構造図
- (4) 現況写真、完了写真
- (5) 補助対象事業に要した経費に係る領収書の写し等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、補助事業者が提出する補助金交付請求書（様式第9号）により補助金を交付する。

（緑化施設の維持管理）

第10条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、責任を持って補助金を受けて設置した緑化施設を適正に維持管理しなければならない。

（状況の確認）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者の承諾を受けた上で、補助事業を施行した敷地等に立ち入り、状況等を確認することができる。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場

合は、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付を受けて設置した緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用した場合
- (3) 前条の規定による状況確認により、緑化施設の維持管理に著しい瑕疵があると認められる場合  
(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受けた者が前項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(表示板の設置)

第14条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨の表示板（様式第10号）を事業実施箇所に設置しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日要綱第26号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日要綱第13号）

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日要綱第16号）

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

補助金交付額				
10万円≦補助金交付額≦500万円とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）				
補助金交付額≦交付対象経費×1/2とし、次表に示す補助金交付限度額以下とする。				
対象事業		対象規模	補助金交付限度額	交付対象経費
緑 化 事 業	屋上緑化 壁面緑化	緑化面積 50㎡以上	緑化対象面積 ×3万円/㎡	植栽（個体の生育期間が1年から2年間程度しか見込めないものを除く。）、植栽基盤及び灌水施設に係る費用並びに表示板の設置に係る費用の合計額
	空地緑化		緑化対象面積 ×1万5,000円/㎡	
	駐車場緑化		緑化対象面積 ×2万円/㎡	
	生垣設置	延長15m以上	生垣設置延長 ×5,000円/m	
私有樹林地活用型事業		工事面積 50㎡以上 （既存私有樹林地面積200㎡以上）	工事対象面積 ×1万円/㎡	園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用及び表示板の設置に係る費用の合計額

備考

緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第2（第2条関係）

緑化施設認定評価表

対象事業		要件
緑 化 事 業	屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	次の各号のいずれかの要件を満たすこと。 1. 道路から眺望できること。 2. 不特定の人々が立ち入って見ることができること。 3. 管理者等の了承のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること。
	生垣設置	次の各号の全ての要件を満たすこと。 1. 生垣の接道（公共用道路及び市長がこれに準ずると認める道路に接する）延長が設置した生垣の全体延長の60%以上であること。 2. 生垣の高さが、中高木については1.0m以上、低木については0.5m以上であること。 3. 樹木の数量が、延長1.0mあたり2本以上であること。 4. 樹木は、とげのない、土地と生垣に適した樹種とすること。
民有樹林地活用 型事業		次の各号のいずれかの要件を満たすこと。 1. 常時一般の人々が立ち入ることができること。 2. 求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができること。 3. 時間を限って、一般の人々が立ち入ることができること。